

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年1月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300177号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300088号

第1 結論

1 第2の2に示す請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

2 第2の2に示す請求期間②のうち、請求者のA社における平成3年8月1日から同年9月1日までの期間、平成3年10月1日から平成5年5月1日までの期間、平成5年6月1日から平成6年3月1日までの期間、平成6年4月1日から同年6月1日までの期間、平成6年8月1日から同年9月1日までの期間、平成7年4月1日から同年5月1日までの期間、平成7年7月1日から同年8月1日までの期間及び平成7年9月1日から同年10月1日までの期間(以下、併せて「訂正対象期間」という。)について、標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成3年8月、平成3年10月から平成5年4月までの期間、平成5年6月から平成6年2月までの期間、平成6年4月、平成6年5月及び平成6年8月は15万円から20万円、平成7年4月、平成7年7月及び平成7年9月は15万円から17万円とする。

平成3年8月、平成3年10月から平成5年4月までの期間、平成5年6月から平成6年2月までの期間、平成6年4月、平成6年5月、平成6年8月、平成7年4月、平成7年7月及び平成7年9月(以下、併せて「訂正対象月」という。)の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正対象月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2の2に示す請求期間②のうち、その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

3 第2の2に示す請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 昭和57年9月1日から昭和62年10月1日まで
② 昭和62年10月1日から平成9年4月29日まで
③ 平成9年4月29日から平成12年12月28日まで

私は、昭和57年9月にA社に正社員として入社し、平成12年12月28日まで働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和62年10月1日資格取得、平成9年4月29日資格喪失となっている。請求期間①及び③について厚生年金保険の被保険者記録として記録を訂正してほしい。

また、請求期間②について実際の報酬よりも低い額で記録されているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、訂正対象期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は、平成3年8月、平成3年10月から平成5年4月までの期間、平成5年6月から平成6年2月までの期間、平成6年4月、平成6年5月、平成6年8月、平成7年4月、平成7年7月及び平成7年9月は15万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額（平成3年8月、平成3年10月から平成5年4月までの期間は53万円、平成5年6月は47万円、平成5年7月から同年9月までの期間は53万円、平成5年10月は32万円、平成5年11月は53万円、平成5年12月は41万円、平成6年1月は47万円、平成6年2月は44万円、平成6年4月は47万円、平成6年5月は44万円、平成6年8月は50万円、平成7年4月は53万円、平成7年7月は56万円、平成7年9月は47万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成3年8月、平成3年10月から平成5年4月までの期間、平成5年6月から平成6年2月までの期間、平成6年4月、平成6年5月及び平成6年8月は20万円、平成7年4月、平成7年7月及び平成7年9月は17万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、訂正対象期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成3年8月、平成3年10月から平成5年4月までの期間、平成5年6月から平成6年2月までの期間、平成6年4月、平成6年5月及び平成6年8月は15万円から20万円、平成7年4月、平成7年7月及び平成7年9月は15万円から17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、商業登記簿謄本によるとA社は平成18年7月10日に清算終了しており、事業主は既に亡くなっていることから、訂正対象月に係る請求者の届出や保険料納付に関する回答が得られないが、請求者から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の訂正対象期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、請求期間②のうち、昭和62年11月1日から同年12月1日までの期間、昭和63年4月1日から同年5月1日までの期間、平成元年3月1日から同年7月1日までの期間、平成元年8月1日から同年9月1日までの期間、平成元年10月1日から平成2年3月1日までの期間、平成2年4月1日から同年5月1日までの期間、平成2年6月1日から平成3年1月1日までの期間、平成3年2月1日から同年5月1日までの期間、平成3年6月1日から同年8月1日までの期間及び平成8年7月1日から同年12月1日までの期間（以下、併せて「訂正不要期間①」という。）について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は、昭和62年11月、昭和63年4月、平成元年3月から同年6月までの期間、平成元年8月、平成元年10月から平成2年2月までの期間、平成2年4月及び平成2年6月は15万円、平成2年7月から同年12月までの期間、平成3年2月から同年4月までの期間、平成3年6月及び同年7月は20万円、平成8年7月から同年11月までの期間は15万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（昭和62年11月、昭和63年4月、平成元年3月から同年6月までの期間、平成元年8月、平成元年10月から平成2年2月までの期間、平成2年4月、平成2年6月及び同年7月は15万円、平成2年8月から同年12月までの期間、平成3年2月から同年4月までの期間、平成3年6月及び同年7月は20万円、平成8年7月から同年11月までの期間は15万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため訂正は認められない。

また、請求者は、請求期間②のうち昭和62年10月1日から同年11月1日までの期間、昭和62年12月1日から昭和63年4月1日までの期間、昭和63年5月1日から平成元年3月1日までの期間、平成元年7月1日から同年8月1日までの期間、平成元年9月1日から同年10月1日までの期間、平成2年3月1日から同年4月1日までの期間、平成2年5月1日から同年6月1日までの期間、平成3年1月1日から同年2月1日までの期間、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間、平

成5年5月1日から同年6月1日までの期間、平成6年3月1日から同年4月1日までの期間、平成6年6月1日から同年8月1日までの期間、平成6年9月1日から平成7年4月1日までの期間、平成7年5月1日から同年7月1日までの期間、平成7年8月1日から同年9月1日までの期間、平成7年10月1日から平成8年7月1日までの期間及び平成8年12月1日から平成9年4月29日までの期間（以下、併せて「訂正不要期間②」という。）に係る給料支払明細書を保管していない上、上述のとおり、A社は清算終了しており、事業主は亡くなっているため回答を得ることができないことから、当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②のうち、訂正不要期間①及び訂正不要期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間①について、請求者から提出された昭和59年4月分、昭和59年5月分及び昭和59年7月分の給料支払明細書によると、勤務期間は特定できないが、請求者は、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、上述の給料支払明細書以外に、請求期間①に係る「A社」の印字がある給料支払明細書を保管しておらず、そのほか勤務していたことを確認できる資料はない旨陳述している。

また、オンライン記録によると、昭和61年10月21日から同年11月25日までの期間及び昭和61年12月21日から昭和62年6月17日までの期間は他事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、請求者も、当該期間はA社で勤務していなかった旨陳述している。

さらに、雇用保険記録によると、請求者のA社に係る資格取得年月日は昭和62年10月1日となっており、請求期間①について雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、請求者から提出された昭和59年4月分、昭和59年5月分及び昭和59年7月分の給料支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A社で勤務していた者の中には、入社後数年間は社会保険に加入させず、数年間の営業実績を見た上で社会保険に加入させていた旨陳述しているほか、請求者が同社と一緒に入社し行動を共にしたと記憶する大学の先輩についても、同社における厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

- 4 請求期間③について、請求者から提出された平成11年上半期分及び平成11年下半期分の計算書によると、各月の契約件数が記載されていることから、請求者は、勤務期間や勤務実態は不明であるもののA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、i) 上述の計算書によると契約数が0である月が複数あること、ii) 請求者は、請求期間③については、休んでいた時期や他社でアルバイトをしていた時期があった旨陳述していること、iii) 請求者は、請求期間③に

係る「A社」の印字がある給料支払明細書を保管していないことから、当該期間に係る勤務実態の一部及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 5 また、上述のとおりA社は清算終了しており、事業主は亡くなっているため回答を得ることができない上、同僚に対する照会を行ったものの請求者のA社における勤務について具体的な回答及び陳述を得ることができないことから、請求期間①及び③に係る勤務実態の一部及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300255号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300089号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額について、平成26年12月26日は5万1,000円、平成27年8月10日は5万円、平成27年12月28日は7万4,000円、平成28年8月10日は9万3,000円、平成28年12月27日は6万2,000円、平成29年8月10日は9万1,000円、平成29年12月27日は6万4,000円、平成30年8月10日は7万1,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日における上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和3年8月10日の標準賞与額を7万1,000円から8万2,000円に訂正することが必要である。

令和3年8月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額7万1,000円に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における令和3年8月10日の標準賞与額を9万1,000円に訂正することが必要である。

なお、令和3年8月10日の訂正後の標準賞与額(上記2の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 26 年 12 月 26 日
② 平成 27 年 8 月 10 日
③ 平成 27 年 12 月 28 日
④ 平成 28 年 8 月 10 日
⑤ 平成 28 年 12 月 27 日
⑥ 平成 29 年 8 月 10 日
⑦ 平成 29 年 12 月 27 日
⑧ 平成 30 年 8 月 10 日
⑨ 令和 3 年 8 月 10 日

請求期間①から⑧までについて、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)となっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

請求期間⑨について、A社から支払われた賞与額と国の記録が相違しているので訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、A社から提出された平成 27 年から平成 30 年までの賃金台帳、請求者から提出された請求期間①から⑧までに係る給与明細書及び課税庁から提出された平成 27 年分から平成 30 年分までに係る給与支払報告書(以下、併せて「賞与関連資料」という。)並びに同社の回答及び社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から請求期間①は 5 万 1,000 円、請求期間②は 5 万円、請求期間③は 7 万 4,000 円、請求期間④は 9 万 3,000 円、請求期間⑤は 6 万 2,000 円、請求期間⑥は 9 万 1,000 円、請求期間⑦は 6 万 4,000 円、請求期間⑧は 7 万 1,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は 9 万 2,000 円、請求期間②は 8 万 9,000 円、請求期間③は 14 万 6,000 円、請求期間④は 18 万 3,000 円、請求期間⑤は 12 万円、請求期間⑥は 17 万 5,000 円、請求期間⑦は 6 万 4,000 円、請求期間⑧は 7 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑧に係る標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与額から、請求期間①は 5 万 1,000 円、請求期間②は 5 万円、請求期間③は 7 万 4,000 円、請求期間④は 9 万 3,000

円、請求期間⑤は6万2,000円、請求期間⑥は9万1,000円、請求期間⑧は7万1,000円とすることが必要である。

また、請求期間⑦の標準賞与額については、賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年1月14日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑨について、A社から提出された令和3年分賃金台帳、請求者から提出された令和3年7月分給与明細書及び課税庁から提出された令和3年分給与支払報告書（以下、併せて「請求期間⑨に係る賞与関連資料」という。）並びに同社の回答及び社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者の賞与支払額に相当する標準賞与額（9万1,000円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（8万2,000円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（7万1,000円）をいずれも超えていることが認められる。

したがって、上記1の厚生年金特例法に基づく認定方法により、請求期間⑨の標準賞与額については、請求期間⑨に係る賞与関連資料において認められる厚生年金保険料控除額から、8万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は令和3年8月10日の賞与について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか、また、厚生年金保険料を納付したか否か不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額が厚生年金保険の記録における標準賞与額に見合う額となっており、事業主から賞与額を厚生年金保険の記録どおりの標準賞与額に見合う額として厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていることから、年金事務所は、請求者の令和3年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間⑨について、請求期間⑨に係る賞与関連資料により、請求者は、A社から当該期間に9万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けてい

たことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を9万1,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑨の訂正後の標準賞与額（上記2の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。